

第1回上越地域合併協議会会議録

日時：平成15年10月7日（火）

午後1時30分から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第1号の委員 (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸	
	安塚町	安塚町長	矢野学	
	浦川原村	浦川原村長	原恒博	
	大島村	大島村長	岩野虎治	
	牧村	牧村長	中川耕平	
	柿崎町	柿崎町長	楡井辰雄	
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫	
	頸城村	頸城村長	関田武雄	
	吉川町	吉川町長	角張保	
	中郷村	中郷村長	吉田侃	
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一	
	清里村	清里村長	梅澤正直	
	三和村	三和村長	高倉英雄	
名立町	名立町長	塚田隆敏		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
		上越市議会副議長	田村恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
		安塚町議会副議長	松野惠	
		安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
		大島村議会議員	丸田伸一	
		大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
		牧村議会議員	太田修	
		牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一	欠席
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	俵木達	
		大潟町議会議員	内山米六	
	頸城村	頸城村議会議長	渡邊威	
		頸城村議会副議長	井部辰男	
頸城村議会議員		布施兵衛		

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	吉川町	吉川町議会議長	八木 一郎		
		吉川町議会副議長	吉村 一博		
		吉川町議会議員	橋爪 法一		
	中郷村	中郷村議会議長	山崎 新一		
		中郷村議会副議長	豊岡 眞一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川 正尊		
	板倉町	板倉町議会議長	見海 健太郎		
		板倉町議会副議長	島田 武		
		板倉町議会議員	武藤 和男		
	清里村	清里村議会議長	奥田 堅太郎		
		清里村議会副議長	中村 良平		
		清里村議会議員	保坂 隆男		
	三和村	三和村議会議長	服部 誠治郎		
		三和村議会副議長	松縄 教一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣 健一		
	名立町	名立町議会議長	塚田 正		
		名立町議会副議長	秦野 兵司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎夫		
	規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市商工会議所会頭	田中 弘邦	
			上越市町内会長連絡協議会会長	田中 昭平	
			上越市連合婦人会会長	保坂 いよ子	
安塚町		安塚町商工会長	横尾 新一		
		安塚町区長代表	丸山 辰五郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島 敬子		
浦川原村		浦川原村総合計画審議会会長	村松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内山 美恵子		
大島村		大島村商工会会長	武田 一也		
		大島村区長代表	岩野 修二		
		大島村合併協議会委員	山岸 幸子		
牧村		牧村住民会議準備会委員	金井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯田 一郎		
		牧村住民会議準備会委員	江口 理恵子		
柿崎町		柿崎町商工会副会長	八木 康博		
		柿崎地区区長会長	佐藤 洋一	欠席	
		柿崎町農業委員	神岡 八江子		
大潟町		大潟町商工会会長	西田 行男		
		大潟町区長会代表	小池 吉則		
		大潟町教育委員	大浜 啓子		
頸城村	頸城村商工会副会長	上野 學			
	頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫			
	頸城村主任児童委員	松縄 武女			

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	吉川町	吉川町商工会長	荻谷 賢一		
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男		
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子		
	中郷村	中郷村商工会長	塚原 登		
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇		
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子		
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫		
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武		
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子		
	清里村	清里村商工会会長	武田 和信		
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成		
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子		
	三和村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	欠席	
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀		
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢		
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三	欠席	
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平	欠席	
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子	欠席	
	共通	上越教育大学副学長	小宮 三彌		
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成		
上越青年会議所理事長		山岸 孝博			
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清	欠席		
新潟県上越地域振興事務所長		村山 秀幸			

議 題

- 1 会長あいさつ
- 2 報告 上越地域合併協議会規約について
- 3 委員の委嘱及び紹介
- 4 副会長及び監事の選出
- 5 協議
 - (1) 上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程について
 - (2) 上越地域合併協議会小委員会規程について
 - (3) 上越地域合併協議会における協議事項について
 - (4) 上越地域合併協議会に設置する小委員会について
 - (5) 平成15年度上越地域合併協議会予算について
- 6 報告
 - (1) 上越地域合併協議会幹事会規程について
 - (2) 上越地域合併協議会専門部会規程について
 - (3) 上越地域合併協議会事務局規程について
 - (4) 上越地域合併協議会財務規程について
 - (5) 上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程について
 - (6) 平成15年度上越地域合併協議会暫定予算について
- 7 その他

午後 1 時 30 分 開会

○高橋克尚事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより上越地域合併協議会の方を進めさせていただきます。皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。今回の上越地域合併協議会の進行につきましては、お手元にお配りしました本日の式次第に基づきまして進行させていただきます。

なお、本日は委員総数 103 名のうち 93 名の出席がございますので、後ほどご説明いたします上越地域合併協議会規約第 9 条第 4 項の規定により、会議は成立いたしております。

○

1 会長あいさつ

○高橋克尚事務局長 まず最初に、会長であります木浦上越市長がごあいさつ申し上げます。なお、この会長につきましては、規約に基づきまして 8 月 18 日に市町村長が協議いたしまして、木浦市長が選任されたものでございます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木浦正幸会長 皆様方、大変ご苦労さまでございます。本日は、公私ともに大変お忙しい中にもかかわらず、第 1 回目の上越地域合併協議会にご参加をいただきましたことに対しまして、心から厚く感謝申し上げたい、このように思っているところでございます。ただいまご紹介いただきましたように、この法定協会の会長を務めさせていただきます上越市長の木浦正幸でございます。今後とも何とぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日ここに 14 市町村が集まり、上越地域合併協議会の第 1 回目の会議を迎えたわけでございますが、ここに至るまでの間、この 14 市町村で上越地域法定合併協議会準備会を積み重ねてまいりました。合併の基本項目を始めといたしまして、住民の皆様方の生活、住民生活に密接に関連いたします事務事業の調整方針、あるいはまた新しいまちのランドデザインなどにつきまして、自由闊達に協議を進めてまいったところでございます。そして、この協議によりまして、14 市町村が同じ方向を目指して合併を進めていくことを確認し合いながら、法定合併協議会への申し送り事項といたしまして、みんなでこのことを引き継いだということございまして、これはご案内のとおりでございます。

そして、このことを受けまして、去る 8 月でございましたが、14 市町村の議会議決をいただきまして、この上越地域合併協議会が設置をされたところでございます。各市町村におかれましては、現在の大変厳しい状況にありまして新しい時代の大きな波を乗り越えていくためには、それぞれの市町村が持っている、その力を結集することが必要であるという考えのもと市町村合併という厳しい選択をされ、そして法定合併協議会設置という責任ある判断をしてきていただいたのではないかとこのように考えているところでございます。

この合併の必要性につきましては、今さら私から申し上げるまでもございせんけれども、地域全体が一体となって持続的に発展していく地域をつくっていかねば、今までは都市間競争の中でいろいろとやられてきたことが、地域間競争の中で今後は厳しい時代に入っていくものというふうに思われます。そういうために、ぜひ今後は地域一体となつての考え方が必要なのではないかというふうにも思っているところでございます。

そして、財政が大変厳しくなっている反面、住民の方々からは行政ニーズにつきまして、それこそあれもこれもという形でそのニーズが伸びてきております。逆転現象になってきているわけがあります。これを安定した行政サービスをどのように提供し続けていくのかということが私たち行政に求められている大きな点でございます。そういう厳しい時代にあつて、私たちはこの上越地域全体が持続的に発展していくような、そういう仕組み、取り組み、これをみんなの力で進めていかねばならないというふうに強く思っているところでございます。

さて、この合併協議会につきましては、合併に向けた自治体間の協議の場でもあるというふうにご覧いただいております。そして、それぞれの市町村におきまして、それぞれの考え方、主張、そうい

うものがありになるということは十分承知をいたしているところでございます。しかしながら、ここではそれらの主張をただひたすらに、いたずらにぶつけ合うことだけではなく、住民の皆さんが誇りと愛着を持てる地域にしていく、あるいは安心して暮らしていく、新しいまちづくりの仕組みを考えていく、そういうふうにならざるを得ない主張を結集して、積み重ねていくことが必要なのではないかというふうに思っておりますし、よりその方向を強く打ち出し、皆さん方からその意識を強く持っていただくことが必要なのではないかというふうに考えているところでございます。小異を捨て、大同につくということがなければ、このような100年、200年に立つての大計に立つて、このような大きな事業を皆さんのお力のもとで進めていくようにしていかなければ、このことがかなわない状態になってしまうのではないかとというふうに危惧しているところでございます。

さて、準備会からの申し送り事項につきましては、このたびの市町村合併につきましては上越市への編入というふうに申し送り事項であります。私といたしましては合併後の市政運営に大きな責任を感じているところでございます。このため私は、これまで準備会の場におきまして皆さん方の調整に徹してまいりましたつもりでございますが、自治体間の協議の場でもありますことから、私は上越市長として意見を申し述べるということも出てこようかと思っておりますので、あらかじめ皆様方からご了承願いたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、このたびの合併協議会の設置につきましては、上越地域の新たな発展、そして新しいまちづくりに向けての大きな一歩でもございます。地域の力を一つに結集し、地域全体の持続的な発展に向け、よりよい合併となりますように皆様方のご支援、ご協力、何とぞよろしくお願い申し上げます。開会のごあいさつにかえさせていただく次第であります。本日は、大変ありがとうございました。

○高橋克尚事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議の進行につきましては、規約に従いまして会長が議長となります。以後、進行につきましては会長の方からよろしくお願いいたします。

○木浦正幸会長 それでは、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 報告 上越地域合併協議会規約について

○木浦正幸会長 早速議事に入らせていただきますが、まず報告でございますが、(1) 上越地域合併協議会規約について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りしております配付資料の1ページをお開きください。表題で、上越地域合併協議会規約というものがございます。

この規約等々についてご説明申し上げますが、上越地域合併協議会は地方自治法及び合併特例法の規定に基づく協議会でございます。関係市町村が協議し、規約を定めて設置することになっております。この協議会の設置に当たりましては、先ほど会長の方からもありましたとおり、各市町村の議決を経るということになってございまして、14の市町村におきましては8月の4日から15日にかけて、すべての団体で可決されてございます。

規約につきましては、説明は主な条文のみという形で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、第3条でございます。協議会の担任する事務でございます。第1項第1号から第3号までに協議会が管理、執行する事務が掲げてございます。具体的な協議事項は、後ほどご協議いただくことになっております。

第2項では、上越地域法定合併協議会準備会で協議されました事項を最大限尊重するということになってございます。なお、ご参考までに、申し送り事項は別添の資料ということで配付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、第6条でございます。協議会の役員でございますが、副会長、監事につきましては委員の互選により定めることとされておりまして、後ほどご選出いただくことになっております。

続きまして、おめくりいただいて2ページでございます。第9条、会議についての規定でございます。第4項におきまして、会議の成立要件として、委員の半数以上の出席が必要であると規定しております。先ほど申し述べましたとおり、103名中93名ご出席いただいているということでございますので、会議としては成立しているということでございます。

続きまして、第10条でございます。小委員会に関する規定であります。第1項では、小委員会を置くことができると定めているところでございますが、組織と運営につきましては第2項の規定によりまして後ほどご協議いただきます。

続きまして、第11条でございます。幹事会に関する規定でございます。会議に諮る事項をあらかじめ協議、調整するために協議会に幹事会を置くこととしておりまして、幹事には構成市町村の助役さん、または収入役さんを充てることとしております。

次に、12条、13条関係でございます。これは3ページの方に移りますが、12条は専門部会、13条については事務局についての規定でございます。

14条につきましては、この協議会に要する経費、これは構成市町村が協議して負担することが定められてございます。

最後に、附則関係でございますが、施行期日に係る附則に基づきまして、8月18日に14の市町村長が集まり、協議されまして、8月の20日を施行日とすることを確認いたしました。したがって、この上越地域合併協議会は8月20日に設立されまして、以降この規約に基づいて幹事会等々がそれぞれ開催されております。

なお、8月18日に市町村長が協議し、確認した事項につきましては、お手元の資料の4ページ、5ページに協議確認書というものを掲載してございますので、ご参考までにごらんいただければと思います。

以上でございます。



3 委員の委嘱及び紹介

○木浦正幸会長 続きまして、委員の委嘱及び紹介ということでございますが、委員の委嘱日につきましては、市町村長及び各市町村の議会議長は8月20日付、構成市町村の議会から選出された議員は選出のあった日、共通の学識経験者及び住民代表は市町村長が協議して決定した9月16日付となっております。なお、議会の改選等で議長さん及び議会から選出する委員さんに変更が生じた場合は、議長にあっては就任の日、議会から選出されている委員にあっては当該議会から選出のあった日とさせていただきます。委嘱日は異なりますが、本日皆様方に委嘱状をお渡しし、委員として委嘱申し上げますので、ご協力のほどお願い申し上げます。委嘱状につきましては、本来でありますれば皆様方一人一人にお渡しすべきところでございますが、時間の都合もございまして、あらかじめ皆様方のお手元にお配りをさせていただきましたので、ご了承願いたいと思っております。

続きまして、委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿を配付させていただきました。こちらで市町村ごとに紹介させていただきますので、恐れ入りますが、その場にご起立いただきまして紹介とさせていただきます。なお、紹介は規約の掲載順ということにさせていただきます。最初に、上越市の皆様方でございます。〔上越市の委員起立〕続きまして、安塚町の皆様方でございます。〔安塚町の委員起立〕続きまして、浦川原村の皆様方でございます。〔浦川原村の委員起立〕続きまして、大島村の皆様方でございます。〔大島村の委員起立〕続きまして、牧村の皆様方でございます。〔牧村の委員起立〕続きまして、柿崎町の皆様方でございます。〔柿崎町の委員起立〕続きまして、大潟町の皆様方でございます。〔大潟町の委員起立〕続きまして、頸城村の皆様方でございます。〔頸城村の委員起立〕続きまして、吉川町の皆様方でございます。〔吉川町の委員起立〕続きまして、中郷村の皆様方でございます。〔中郷村の委員起立〕続きまして、板倉町の皆様方でございます。〔板倉町の委員起立〕続きまして、清里村の皆様方でございます。〔清里村の委員起立〕続きまして、三和村の皆様方でございます。〔三和村の委員起立〕続きまして、

名立町の皆様方でございます。〔名立町の委員起立〕

次に、共通の学識経験者の皆様をご紹介させていただきます。上越教育大学副学長の小宮様でございます。〔小宮三彌委員起立〕えちご上越農業協同組合代表理事副組合長の笹川様でございます。〔笹川一成委員起立〕上越青年会議所理事長の山岸様でございます。〔山岸孝博委員起立〕新潟県上越地域振興事務所長の村山様でございます。〔村山秀幸委員起立〕なお、新潟県総合政策部市町村合併支援課長の中澤様におかれましては本日都合により欠席となっております。

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

4 副会長及び監事の選出

○木浦正幸会長 続きまして、副会長及び監事の選出でございますが、規約第6条第3項では委員の互選により定めとなっておりますが、まずは副会長についていかがいたしましょうか。

どうぞ。

○吉村一博委員 吉川町の吉村といたします。副会長の選任につきましてご提案を申し上げます。

前回の準備会の中には第1項第1号の委員の方々だけでございましたが、この合併協議会におきましては第1項第2号の委員の中から、第1項第3号の委員の中から1人ずつ副会長に選出していただくことを提案いたします。理由は、いろいろな意見を出しながらも、会をスムーズに効率よく進行するためであります。よろしくお願いします。

○木浦正幸会長 ほかに。

今のご提案につきましては、議会議長の代表の方、そして住民の代表の方をそれぞれ副会長に選任しながら、この協議会を運営していったらどうだろうかということでございますが、まだこの次に控えておりますが、この会議の進め方、運営の仕方についての規程が決まっておりませんので、このルールにつきまして皆さんにお諮りしながら進めていかなければならないと、こう思っておりますが、ただいまの吉川町の吉村さんのご提案について、皆さん方からのご意見があればお願いしたいと思っておりますけれども。

吉村さん、今のご提案いただいた中で、例えば具体的に何か提案ございますか。

○吉村一博委員 具体的にはございません。その中から1名ずつを選んでいただければ、先ほど申し上げましたように進行がスムーズにいくでないかという考え方でございます。

○木浦正幸会長 というご提案でございましたが。

はい、どうぞ。

○日下部進委員 私は、今ほどの吉川の方のご意見もわからんではございませんが、例えば議長会の代表ということになると上越市の議長さん、あるいはまた委員の方になればまた上越の方と、こうなってきた場合、上越市の方だけが幹部で固まってしまう、そういう心配があるかと、こう思っております。したがって、この大きな会を進める都合上、あらかじめ多分事務局には案があるだろうと、このように思います。進めやすい案があるだろうと、こう思います。したがって、案があったらそれを発表していただければと、このように思います。

以上です。

○木浦正幸会長 ただいまの意見は、もし案があったら事務局の提案を申し述べてほしいということでございましたし、今心配されている点もあろうかと思っておりますが、事務局の提案。

○高橋克尚事務局長 事務局の提案ということでご指示がございましたので、当方の方から提案をさせていただきます。規約の方では、副会長は4名とされてございます。地域性を考慮いたしまして、事務局といたしましては、東頸城の4町村から1名、具体的には中川牧村長さん、頸北4町村から1名ということで渡邊大潟町長さん、中頸城、西頸城を合わせて2名ということで吉田中郷村長さん、塚田名立町長さんとしてはいかがということでご提案させていただきたいと思っております。

○木浦正幸会長 という事務局提案があったわけでございますが、先ほどの吉川町の吉村さんのご提案もあったんでありますけれども、すべての協議はこの場で行いたいということでございますので、

まだ具体的には会議運営規約というものが決まっておられませんけれども、この事務局案で提案させていただきますけれども、皆様方、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしという声が多いように感じておるんですけれども、吉村さん、この事務局提案でよろしゅうございますですか。

はい、どうぞ。

○吉村一博委員 協議をする場所でありますので、規約にもありますように大多数の意見が通ることになっておるとお思います。これからもこういうことがたび重なることがあるかとお思います。そういうときにどういう場面で決をとるのかというのも頭に入れながら進行をお願いしたいとお思います。

○木浦正幸会長 あらかじめ申し上げておきますが、すべての協議はこの場で皆さんの意見を出していただいて、後ほども小委員会とか、幹事会とか、いろいろ出てまいりますけれども、すべてのことはこの場で皆さんの意見をいただきながら事を進めていくというのが大原則でございますので、皆様方からご理解いただいて、よりよい協議にしていきたいと思います。

それでは、副会長の選任につきましては、ただいま事務局案で提案された4人の方にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありがとうございます。それでは、その4名の方ということに、副会長として中川牧村長、渡邊大潟町長さん、そして吉田中郷村長さん、そして塚田名立町長さんの4名を提案のとおりに決したところでございます。それぞれよろしくお願い申し上げます。

なお、副会長さんにおかれましては席の移動をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして監事の皆さんについてお諮りをしたいと思いますけれども、このことについてはいかがでしたらよろしゅうございますでしょうか。ご意見がないようでしたら、事務局案を提案させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、事務局案を提案させていただきます。お願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局から提案させていただきます。

規約により、監事は2名とさせていただきます。人口規模等々を考慮いたしまして、事務局としては石平上越市議会議長と、新澤柿崎町議会議長としてはいかがかと提案させていただきます。

○木浦正幸会長 ただいま事務局案を提案させていただきましたが、提案のありました監事2名についてご異議ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、監事といたしまして、石平上越市議会議長、そして新澤柿崎町議会議長の2名を提案のとおり決しました。それぞれよろしくお願い申し上げます。

○

5 協議 (1) 上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程について

○木浦正幸会長 これより協議に入らせていただきます。

議題の1、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程についてでございますが、事務局より説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程(案)についてご説明を申し上げます。

資料は、お手元に配付しております8ページをごらんください。条文を読み上げる形で説明させていただきます。

まず、第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約第18条の規定に基づき、上越地域合併協議

会の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議は、公開とする。

第3条 協議会の会長は、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が会議において指名した2人の協議会の委員が署名しなければならない。

3 会議録は、協議会の事務局及び規約第1条に規定する構成市町村において一般の閲覧に供するとともに、協議会のホームページに掲載するものとする。

第4条 会議を円滑に運営するため、協議会に会議運営委員会を置く。

2 会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び上越市議会議長をもって組織する。

3 会議運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第5条 会議の議事は、原則として出席した協議会の委員の全会一致をもって決する。ただし、全会一致とならない議事は、出席した協議会の委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

第6条 協議会の委員の代理出席は、これを認めないものとする。

第7条 会議を傍聴しようとする者は、備付けの会議傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評その他の行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等他の傍聴人の傍聴の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、広告物の配布その他の示威的行為をしないこと。
- (4) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

3 会長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を直ちに退場させることができる。

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

以上でございます。

○木浦正幸会長 ただいまの説明の中の第4条、会議運営委員会をちょっと見ていただきたいんですが、そのことにつきまして会長の私から若干補足説明をさせていただきたいと思っておりますが、この会議運営委員会につきましては各市町村の考え方の間に隔たりがあることによりまして会議が紛糾した場合などにおきまして、会議の円滑な運営を図るために、あくまでもその目的で置くものでございます。

この委員会は、会長、副会長のほか、市町村長と上越市議会議長で構成することを提案させていただいておりますが、上越市議会議長を構成員としたことにつきまして改めてご説明させていただきたいと思っておりますが、今回の市町村合併につきましては上越市への編入という形に今のところなっているわけですが、これを考えますと、これからのまちづくりについて上越市長である私だけではなくて、上越市議会の責任も非常に大きなものとなってまいるところでございます。これは、この合併協議により決められる事項のうち新市の事務所の位置ですとか、特別職の身分の取扱いですとか、本庁及び支所の行政組織の取扱い、地域審議会及び地域自治組織、仮称でございますが、の取扱いで

すとか、あるいは各種事務事業の取扱い、新市の名称、自治基本条例についてでございますが、それぞれ上越市議会の議決をもってのみ、最終的にその効力は発生するということになるわけでございます。そのためにこの協議を行うに当たりましては、上越地域合併協議会と上越市議会が共通の認識と方向性を持つことが極めて重要であると考えているに至ったのでございます。私といたしましては、合併後の新市の運営に責任持つ者としてこのような提案をさせていただいたわけでございますので、皆様方のご理解を改めていただきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、協議会の会議の運営に関する規程につきましてご意見、ご質問がございましたらご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪法一でございます。またお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。

私は、二つの点について意見を申し上げたいと思いますが、一つは会議の運営規程以前の問題です。一たん決めた方針については、きちんと守っていくという原則を貫いてほしいと。具体的に申し上げますけども、実は法定協の準備会の会議何回かやりましたが、その中で一たん決めたことが途中で変わった形で審議されるという場面がございました。それは何かと申しますと、事務事業の調整の問題なんです。ご案内のとおり、この事務事業の調整については238項目でしたでしょうか、新市にそのまま引き継ぐものとか、あるいは段階的に上越市に統一するとか、幾つかの区分がされました。その中で、こういうのがあったと思うんです。新市に引き継がれるので、調整の必要なしというのがたしか何項目があった。ところが、作業が流れていく中で、知らないうちに調整作業に入っちゃった。調整の必要がないと言ったんだけど、調整に入っちゃった。こういう事実があったと思う。これはまだ誤解があれば、またそれ説明いただきたいと思いますが、私はこれはよろしくない。もしそういうふうに途中で変更を余儀なくされるようなことが起きたとするならば、それについては全体会で再度確認をとって前に進めるという、その原則をやはり会長として責任を持って貫いてほしい。これが1点です。

それから、2点目は、吉川町を代表しての修正案を提案いたします。それは何かと申しますと、規程の第4条2項についてであります。2項は、会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び上越市議会議長をもって組織する、こうなっておりますけれども、私もこういうふうに直していただきたいと思っております。会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び規約第1項第2号と第3号に規定する委員の代表をもって組織する、こういう形に修正願えないかということでございます。理由につきましては、一つは14市町村の中の何人かの首長さんと、それから上越市議会議長さんだけで構成されるという運営委員会になってしまいますと、13町村の議会代表、それから住民代表の声が運営委員会に反映されないということが第1の理由であります。それから、上越市議会議長というふうに特定することについては、これも私はおかしいと思っております。今ほど会長の方から説明がありましたけども、きょうの会長のあいさつを聞いても、準備会から法定協に申し送られた、あの合併の方式は、編入であっても気持ちは新設とし、対等、平等の立場で合併協議を行うと、これがはっきりとした言葉で出てきませんでした。私は、新設合併であろうが、編入合併であろうが、やはり協議については対等、平等という関係でやらないと、いい議論はできないと思っております。そういったことで、ぜひ私どもの修正でまとめていただきたい。よろしくお願いいたします。

○木浦正幸会長 今の橋爪さんの1番のご質問でございましたが、一たん決めたことは終始して守ってほしいということでございましたが、そのことについてどの部分がそうだったのか、ちょっとお披露いただきまして、答えやすいんでございますけれども。

○橋爪法一委員 もし私の方で誤解があるんだったら、そのようにご指摘いただきたいんですが、238項目の中で例えば、手元に資料どれだかちょっとははっきり言えないんですが、新市に引き継がれるため調整の必要なしというのは49件ありました。これについては、当然事務レベルでも協議をしない

で、そのまますっというふうには思っていた。例えば各市町村の指定文化財の問題があります。これについては、それぞれの市町村でやはり自分たちが宝として誇りを持っている部分なんです。それが新市になって変わるというふうにはならないと。そういうことで私も第2回準備会のときには、これはいいふうに決めてもらったなと思ったんですが、どうも事務事業の流れの中でそうはならないで、どうするか協議をされた。さっきも言いましたように、協議することは悪いと言っていないんです。もしそうであるんだしたら、これから見直して調整をするということであるんなら、みんなに諮ってくださいよということなんです。それだけですから。

○木浦正幸会長 当然私の認識といたしましては、変更があるものにつきましてはこの場でお諮りをし、皆さん方から十分協議をしていただいて、皆さんから納得してもらいながら前へ進んでいくということは大前提にさせていただいておりますので、こちらの事務局でも今橋爪さんから指摘ございました点につきましても調査してみたいと思っておりますし、また橋爪さんの方で今言われた点以外に気づかれたことがありましたら、その点をご指摘いただければ、そのように対応させていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げます。よろしゅうございますか。

○橋爪法一委員 今後の会議の運営の問題として提起したことでありますので、そのように対応していただければ結構です。

それから、もう一点、先ほど会長さんの方であいさつの中で対等、平等という言葉が使われなかったと私耳に残っているんですけども、なぜ申し送り事項が会長のあいさつの中で言葉として出てこなかったのか。私ら周辺自治体に責任を持っている者としては、木浦さんのあの発言については非常に頼もしく、ありがたい発言だと思ってきたんです。それが法定協になったら、どこかへ行っちゃったということでは大変寂しいんですけども、そこら辺の変化があるのか、ないのか、そのことも含めて会長の責任あるご回答いただきたいと思っております。

○木浦正幸会長 最後の方からご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、私の気持ちは前と全く変わっておりません。形は編入かもしれませんが、まだ正式に決定しておりませんが、気持ちは新設、平等というふうに思っているところでございますし、やはり皆さんの納得する形で協議を進めていくというのが大前提でございますので、改めて変わりのない気持ちをお伝えさせていただきますし、そのようにご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

それでは、2点目の橋爪さんご提案の点でございますが、先ほども説明をさせていただきましたが、この会議の運営に関する規程でございますが、この目的はそもそも会議を円滑に運営することが目的であるというふうに再三再四お話を申し上げておりますし、そのことで会長が必要に応じて招集すると。例えばどんなことが想定されるかといいますと、会議が紛糾した場合、これ準備会でも多々ございました。それから、会議に諮る事項をあらかじめ協議、調整するために設置をされております幹事会、この幹事会の場においても調整がかなわなかった場合などについて想定されるところでございますし、その場合には調整がかなわなかった場合、会長の私が判断させていただいて会議運営委員会を開催し、幹事会で調整がつかなかった事項を協議会に両論併記の場で提案するのか、あくまでも一本化について努力をしていくのかという調整をしていきたい。それからまた、小委員会の審議におきましても、一定の方向が得られなかった場合にも、その後の協議方法などについて調整をしていくというふうなことを想定しようというふうに考えているところでございます。

そして、議会の代表の方と住民の代表の方をそれぞれその委員にというふうにご提案がございましたが、そもそもこの法定協につきましては自治体間の協議の場であるということをお話しておりますが、したがって一部の例えば町村議会の代表の方が別の町村の議会の方々を代表するということが、これは物理的に不可能であると。そして、13町村の皆さんに対して浸透するような答えが出せるかということ、やはり疑問な点が出てくるわけでございますし、したがって議会代表ではなくて13が平等であるということになりますれば、それはそれでいいんでございますけれども、そうしますと今住民の方々も1人じゃなくて、自治体間協議ですので、13、14という形になってまいります。そうなりますとそもそも屋上屋を重ねることになりますと、会議運営委員会

というのはあくまでも先ほど申した点が目的でございますので、本来この大事な協議会が形骸化されてしまうということにもなるわけでございますので、地域性については各町村長の皆さんもこの会の委員になられておりますので、地域性については担保されているのではないかと、こう思っておりますし、本当の話、あくまでも大事な協議会についてはこの場で皆さんが思われたことを、皆さんの気持ちを伝えながらこの場で諮っていく。そして、前へ進んでいくという形で私は考えておりますので、ぜひともそのようにお考えいただきたい、ご理解いただきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 会長と私とでは大分認識違いますね。私は、吉川町案を提案するに当たって、やはり今の集まっているメンバー全体が意見をちゃんと述べて会議がスムーズにいく、そのことを頭に置いているんです。確かに市町村間協議ではありますけども、なぜ委員の中に各町村から議会代表選んでいるのか。各町村から住民代表もなぜ選んでいるのか。そこを考えてください。やはりそういった人たちの意見も聞きたいということがあるから、委員の中にそういった人たちも入ってくださという規約になったんでしょう。だったら、そういった人たちもちゃんと運営について意見が述べられるような仕組みにするというのが私は民主的だと思います。

それから、もう一点、上越市議会のこと先ほど言われました。確かに上越市議会単独で議決しなきゃならないことが幾つかございます。だけれども、上越市議会であろうが、吉川の町議会であろうが、住民に対する責任の重さという点においては全然変わりません。私は、そういう気持ちでこの会議に出てきているんです。ですから、私は石平さんがともかくどうのこうのということ言うつもりありません。私の高校と同窓ですし、非常にいい人だと思っています。それについては何も言いませんが、議会代表として出てくるんだったらいい。特定の上越市議会議長として出てくるんだというふうな話になりますと、私はいかがなもんかなと思うんです。ですから、これ以上私しゃべりませんから、皆さんの意見聞いてください。

○木浦正幸会長 今橋爪さんのご意見でございますが、あくまでも私は何度も繰り返しておりますが、それぞれ地域を代表し、住民を代表しておられる皆さんがこの場におられます。ですから、この場が通常の組織でいきますと、総会と考えて位置づけていただければいいんですが、これがすべて議決の場でございますから、この場で地域を代表し、住民を代表してこられた方々のご意見をこの場で皆さん聞きながら判断を下していくというのが大前提でございます。

そして、さっき申し上げました会議運営委員会につきましては、先ほど言いましたけれども、先ほどの目的を持って事がスムーズに運営しやすいようにということで、少ない人数の中で議論していく。つまり 13 町村と 14 の代表者の方が来られますと、人数もそれこそ 70 人を超えるぐらいになってしまいますから、そちらが今度法定協になりかねない。つまり大事なこの会が形骸化されてしまうということになるわけでございますので、平等、公平という立場はこの場できちんと保っているというふうに私は思っているんですが、ほかの皆様方、橋爪さんのご意見についていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○保坂いよ子委員 お願いいたします。何か勉強が足りなくて、言葉がうまく出ないんですけども、先ほどから聞いておられますと、何か行ったり来たりの話し合いになって、少しも前へ進まないんじゃないかという気がいたします。皆さん、ずっとほとんどこのメンバーの中は準備会に出席なさっている方々が多いと思います。(「新しいまちのランドデザイン(概要版)」を見せる)この冊子は、じゃ何のためにつくったのか。これは、上越市だけでつくったんじゃないで、準備会が 15 年の 5 月にちゃんとまとめているわけです。その中にちゃんと合併の方式は上越市への編入合併としますと書いてあるんです。そうしたら、編入合併とするんだから、もちろん各 14 市町村の議会の考えもあるでしょうし、住民の考えもあるでしょうが、まずどこをモデルにして、モデルという言い方は言葉が足りませんが、その中で話をしていくかということで、一人議長が出なければならぬんじゃないかというお考えだと思いますので、私は今会長がご説明された内容については賛成いたします。

それから、運営委員会のことですが、規約の8条1項ですか、これは各構成市町村の長ということが銘打ってございます、8条1項に。そうすると、各14市町村の長の方が、首長の方が14名入っておられて、そのほかにその14名の中に会長、副会長が含まれていると。それから、議会代表が1人で、この会がスムーズに運営されるように、いろいろ問題が出たときに話し合いをされるというんだから、これもそんなに人数が多くては運営がうまくいかないんじゃないかと、そういうふうに思いますので、この原案どおり賛成したいと思います。

そして、私たち、じゃ何のためにここに出ているかということ、これから後の協議3のところ、この法定協議会が検討する事項というのが挙がっているわけです。これをこれから各市町村代表で出ている私たちが知恵を出し合って話し合っていくということになるんで、代表の皆さんが無視されたわけでもないし、これからが責任の重い仕事だと思っております。今のことに賛成でございますので、意見申し上げました。

○木浦正幸会長 議事進行の意味も含めてのご意見でございましたが、どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山といいます。今ほどのやりとりを聞いていたときに、この運営協議会というのは、今会長の説明では、私らの側からいえばいわゆる提案者側の立場、準備会で言えば14市町村長の構成の会と、その延長上というふうに受けとめました。それはそれで、私準備会から経過の中で必要だと思いますし、議長は市議会が入ることそのことも問題はないと思うんです。ただ、このことは会議の運営に関する協議会ということになると、私ら一般の議会側で言えば議会運営委員会、いわゆる提案された内容の審議するんでなくて、この会議の運営をどうしようかと。実は、この先に出てくる小委員会の件について、私ら町村でも協議しても、提案された中身がなかなかわかりにくいというのは正直な気持ちでした。小委員会の運営というのは、まさしく中身の運営するんですが、その運営を我々委員の側からこういう運営やろう、次こういう会議しようとか、ここは会議の場をもっとふやそうとか、そういう本当の意味の会議の運営についての意見を言う場というのは、じゃどこにあるんだろうと。議会では、それが議会運営委員会ですよ、ご存じのとおり。そういった趣旨のものはこの中にはない。ところが、そう受けとめてきた。でも、実際きょう聞いたら、何か結局町村長の会の延長であって、言ってみれば提案者側といいますか、その会議の形が継続されていると思う。だから、私その辺のところの使い分けをきちっと出してもらって、じゃこれから会議して、会長は内容が紛糾したときと言う。我々は、会議の運営の仕方がいろいろ行き詰まったとき、どうするかという立場からいえば、そういうときのためにこそ参加者の意見を反映する意味では、議会側だろうと、住民側だろうと、皆さんの中から入って、よし、もっといい内容の協議しようということで協議して決めていく、そういうのが必要でないかと、こう思うんですが、その辺との違いの見解を伺いたいと。

それから、もう一点伺いたいんですが、実は先ほど副会長選挙でもそうなんですが、会長はすべてこの場でということ大事にされるけども、今度はいわゆる法定協ですから、我々も委員で事前に一応勉強したり、協議してきます。ある意味責任持っています。ところが、いきなり提案されたものを個人の判断でぱっと手挙げるのかと。ある意味では、そういう気もします。執行部に腹案あるなら腹案らしく幹事会を通じて、助役を通じて、あらかじめそれがいいか、悪いかという協議ぐらいさせていただきたい。これが1点と、これからこの会議の中で、えっと思う、いろんな提案されて、個人で判断しなきゃならんのが困るときに、この会議を一たん休憩して、各市町村の委員で少し話し合いするという場も設けてもらわないと、これから特に小委員会の中身とか、協議の中身とかになったときに、少なくとも私ら1回目の委員の打ち合わせではほとんど理解といいますか、絶対的なそのものを受けとめられなかった。提案の趣旨がわからなかったというのは本音です。そういうことも含めて、2点ですが、伺いたいと、こう思います。

○木浦正幸会長 最初の質問では、お手元の資料の14ページをちょっと見ていただければありがたいんですが、この協議会の協議のイメージということで、そこに掲げてございますが、まずは幹事会で協議、調整をさせていただいて、それを専門部会が14市町村の担当課長から22部会がございませけれども、そこから上がってきて、それを各市町村と連絡をとりながら、調整しながら協議をして、私

に上がってまいりまして、そして原案をつくって、もめた問題あるいは調整が必要な問題についても上がってきます。そして、この全体の協議にかけてまいりたい。かけなくても、一本化できるものについては、それなりにまた次の一番下の会議に提案をしていくということですが、そして小委員会でのことについてさらに深く審議をしていただく、協議をしていただくというものについて、この項目今のところ五つございますけれども、また後ほど小委員会のところでもご説明申し上げますが、ただいまのところ五つにしてありますが、今後協議の場合によってはこの数もふえていく。そして、協議が終わればこの小委員会もなくなっていくということも考えられるわけですが、そしてそれぞれ小委員会で協議をしていただいたことについても一応の方向性を出して、そしてもめたことについては会議運営委員会にすべてがすべてかかるわけじゃなくて、この協議会にそのままストレートで入ってくるものもございますけれども、そういうフローしながら、すべてについてこの協議会の場で皆さんの意見が反映されるようにしっかり意を用いてまいりたいと今思っているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、2番目の点についてでございますが、先ほどから何度も申し上げますが、自治体間協議でありますので、今議長さんの言われた自治体間で協議をさせていただく機会も必要なのではないかということがございましたが、そのことになってまいりますれば、そのようにさせていただきたいというふうにも思っているところでございます。

そして、本音でというふうにもお話をされましたので、私どもも本音で協議会の中でよりよい合併を目指す、目的はその1点でございますので、隔たりのないように、そして主義、主張というのはそれぞれ自治体間の中で出てまいりますが、小異を捨てて大同につくという目的のために一つ一つの溝を埋めていくような本音で話をしていくというのは大変必要なことであろうかと思っておりますが、そういう意味では自治体間の協議も事あるごとに、おっしゃるように、つくっていきないうふうにも思っているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○志賀賢一委員 安塚町の志賀でございますが、先ほどからいろいろお話が出ております。私は、まず原案に賛成をいたしたいと、このように思うわけでございます。理由は、会議を円滑に運営するため協議会に会議運営委員会を置くと、こういうことなんですけれども、各町村長さんがこの運営委員会に入られるわけですから、会議を円滑に進めるためのものとごしらせでございますから、内容については全体の運営委員会で協議するわけですから、この運営委員会はその程度の人数でやられるのが一番ベターだと私は考えております。

そして、今大潟町の議長さんでしょうか、ちょっとお話もございましたが、大体この会議はおおむね20日間に1回ずつと、こういうことになっておりますので、次の会にはどういう話が出るかということをおおむね町村長さん方が全部把握しているわけですから、私ども安塚町に帰って、今回の会議にも前もって打ち合わせをしております。そして、個人的な発言も抑えるということはないと思っておりますから、個人的な発言も大いにしてもらって結構だと思いますけれども、町村間である程度調整をしてこの会に進むということが会議が早く終わる、あるいはスムーズに進むという原則になるかと思っております。そんなことで、私はこの原案に賛成いたします。

以上であります。

○木浦正幸会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○井部辰男委員 頸城村の井部と申します。この運営委員会の設置についてと、それから規約に基づく役員ただいま決定されたんですね、会長以下、副会長4名。その役員の方々の皆さんの責務と、この運営委員会の設置における先ほど説明の責務と、非常に運営委員会の方の責務の方が大きいように感じられてなりません。これからいうと、会議運営に関するのみだけではなくて、先ほどの会長の説明では内容の紛糾したもの等と、言うならば調整機能が非常にここには大きく委員会の責任として、内容とし

て入ってきているという、こういう説明でありますね。そうなってくると、規約に基づく役員の関係、それに運営委員会との関連、さらには全体会との関連です。ここに今説明から聞くと、大変全体会が形骸化してしまうのではないかという、そういう懸念を持っているんでありまして、そこら辺の調整はぜひひとつお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つはこの論議、既に各町村から出されたものについて幹事会で1回論議しているんです。その幹事会の資料を私も見させていただきまして、これは9月27日のことですか、上越市の案に対する、その理由というのが非常にこれはいただけません。これ既にきょうおいでの皆さん読んでおいでだと思うんですが、編入を前提にすればというようなことで、以下文言がずっと書かれていまして、最終的には原案は編入する自治体の議会としての上越市議会への配慮が何らなされていない。私ら上越の皆さんには物すごく気を使って、今日も準備会で論議をしてきているんでございまして、こういうふうな内容で、そして議長入れてくれというのは理由としていささかいただけませんので、これからそんなことで事務局があったら、幹事会でも整理をするようにしてほしいというふうに思っているところでございます。

それから、この理由の中で、先ほども質問で会長答えられていましたけれども、申し送り事項は協議会の規約の中でも尊重すると、こういうふうになっておりまして、特に私ら編入される側とすれば、方式は編入であっても、市長がたたき台から見解を述べられていますように新設、対等、平等と、こういうところがこの協議の前提であるというふうに私は認識をしているわけでありまして、先ほども会長の見解もいただきました。ぜひこの姿勢でこれからの協議を進めてほしいというふうに思うところでございます。

以上です。

○木浦正幸会長 先ほどから申し上げているように、何よりもこの協議会がすべてでございまして、この協議会が形骸化しないように調整したり、しっかりと配慮したいというのは、井部さんご指摘のように当然の事柄だというふうにも思っておりますので、そのように一生懸命やりたいというふうにも思っております。

それから、今申されたように、申し送り事項については最大限尊重すると言っているわけでございますので、その言葉どおりにさせていただきたいと、こう思っております。

それから、上越市側からの提案でございましたが、その理由の記述についてでございましたが、その権限とあることが立場や役割というふうに思っていたきたいなという気持ちでございまして、そのことを配慮していただければありがたいなというふうにも思っております。

ほかに。

○秦野兵司委員 名立町の秦野ですが、先ほどからいろいろ論を聞いているわけですが、まず私たちは、市長さんもそう言われておりましたが、各14カ町村の自治体間調整が大きな目的でございます。それには、やはり首長さん方がメインになって調整をするのが主でなければいけない。そうなってくると、それでおかしいのではないかという判断がありましたが、名立町としましても、この会がある3、4日前におきまして、その対応を図り、町にあります合併審議会を開いて、いろいろ専門委員会や、そういうところに出ている委員長や、あるいは職員間の調整の話聞きまして、そうすると名立町としてはどう総会に対応していくかという話になっておりますので、今度は委員としてここに出ますと、この空気がまたこの次の合併の審議会にも話が行くということで、こういう会でございますので、全体の中でどういうふうにして全体の大多数の意見をまとめるかというのが原則でなければならぬと思いますので、私は市長さんの提案については賛成をするもんです。

もう一つありますのは、私も議会の方ですが、議会は私どもあす特別委員会を開いて、きょうの動向や、そういうものを話をして、名立の議会はどうかという話はするようになっておりますので、何か各委員さんの意見を抑えるんじゃないかとかいう話があるようでございますが、私はそういうことは考える必要はないんじゃないか。

それから、もう一つありますのが、上越市の市会議長さんが入るのは、あくまでも編入合併でござ

いますので、最終的に法的の拘束がありますので、やはりその人方の意向を、上越市議会の意向を、あるいは同意等を取りつけておかないと、仕事は進まないんじゃないかと、こう思いますので、結果的には今の原案に賛成をするわけでございます。

以上です。

○木浦正幸会長 ありがとうございます。

先ほどから議事進行の話も出ておりますけれども、この会議運営規程について諮らせていただいてよろしゅうございますですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、このことにつきまして原案のとおりにすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありがとうございます。そのように決しましたので、お願いをしたいと思います。

ここでただいま成立いたしました会議の運営に関する規程第3条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員2名を指名させていただきます。

今回の会議録署名委員として、上越市議会議長、安塚町議会議長さん、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○

5 協議 (2) 上越地域合併協議会小委員会規程について

○木浦正幸会長 続きまして、協議事項の2、上越地域合併協議会小委員会規程についてでございます。事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、上越地域合併協議会小委員会規程(案)についてご説明いたします。資料の方は10ページになります。これも同様に、条文を読み上げさせていただきます。説明させていただきます。

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会に置く小委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 小委員会は、協議会の会長が必要に応じて協議会の会議に諮って置くものとする。

第3条 小委員会は、協議会が指定した事項について、調査、審議等を行うものとする。

第4条 小委員会は、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号に規定する委員が協議して定める委員をもって組織する。

ここで若干の補足説明をさせていただきます。この第4条では、小委員会の委員は規約第8条第1項第1号に規定する委員、つまり市町村長による協議によって定めることとなっておりますが、当然のことながら、その前提といたしまして、どの委員をどの小委員会にお入りいただくかということにつきましては、それぞれの市町村でまずご相談させていただきますとお決めいただくということを考えてございます。なお、小委員会につきましては、各市町村からそれぞれ2名ずつ委員としてお入りいただくことを予定しております。このことによりまして、たとえお一人の方がご都合によりご欠席された場合においても、それぞれの市町村の代表者がいなくなるということが避けられるということもございまして、そういうふうを考えてございます。また、小委員会には、まず首長さんを除きますすべての委員の皆様それぞれの小委員会いずれかに入っていただきたいというふうに予定をさせていただいております。

続きまして、第5条以下を説明させていただきます。

第5条 小委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 小委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

第7条 委員長は、調査、審議等に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

第8条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

第10条 小委員会の運営については、この規程に定めるもののほか、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程を準用する。

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

ここで小委員会の位置づけや協議の手順などにつきましては、先ほどごらんいただきました14ページのフロー、こちらの方をごらんになりながら若干の補足説明させていただきます。小委員会で協議する事項につきましても、その原案はまず全体の会議、この全体会議です、こちらの方に提案されまして、その後その協議事項につきまして小委員会の調査、審議が始まります。小委員会はその内容について、原則的には小委員会としての一定の結論が得られるまで調査、審議を行っていただき、最終的にその結果を協議会に報告するということとなります。なお、その過程におきまして必要に応じ、中間報告ということもいただくことなども考えてございます。小委員会から報告のあった結果につきましては、上越地域合併協議会で協議を行い、正式に決定されるという形で手続を考えてございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、小委員会規程につきましてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町です。先ほどの私の発言の延長になるんですが、今説明いただきました。しかし、残念ながら私ども町の委員の協議の場ではこれだけの深い説明というか、内容理解できませんでした。

一つ伺いたいのは、幹事会の事務局でもこれだけきちっと、ここでもまだ少しわからない部分あるんですが、全部確認して町村にきちっと事前の勉強会に出るようにしてきたのかどうか。例えば2名ずつ入るとしても、例えば五つあった場合に6人の委員がどこをどうするのかというところ、具体的にもわかりませんし、最初に冒頭会長が言ったように早く終わる会もあるかもしれない。遅くなるかもしれない。そのときの取扱いもわからないし、ともかくさっきも私言ったように、そういうわからない状態で協議をしてきて何も決められない。ここへ来て、いきなり決とります。これ非常に困るんです。そういう意味では、さっきも私提案しましたが、もう少し小委員会についての具体的にわかりやすい内容説明いただいて、できれば休憩とって、各町村いろいろ少し協議させてもらわないと、これは私の町だけなのかもしれませんが、ほかの町村さんでは細かくある意味では用意されたかどうかわかりませんが、私は実は昨日頸北の議会の議員の方たちだけで少し情報交換したときでは、ほとんどの町村では理解が私と同じ認識でしたので、そういう意味ではもうちょっと具体性のある、2人ずつだから、じゃ小委員会はダブって同じ日にやらないのか、どういう会場でやるのかと。全く、じゃ五つなら五つ、5日間別々にやるのかとか、単純ですけども、本当に疑問いっぱいあります。もう少し詳しい説明と、本当に、じゃ幹事会というのはどう機能して、それ全部我々事前協議に至るまでの詳しい内容を決められてきたのかどうか、それ伺いたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、じゃ幹事会との絡み、そしてもう一つは小委員会の細かな部分のご説明よろしく願います。

○高橋克尚事務局長 まず、幹事会との関係でございますが、幹事会というのはそれぞれの団体の意見をまず持ち寄るところからスタートいたします。ということでございますので、そこ小委員会との関係というのは直接的にはないと。今回小委員会の規程につきましては、当然幹事会にかけてございます。その際、いろいろご質問がありまして、その中で例えば今回五つの項目がございます。

それぞれ2人ずつになりますと、都合10名に、延べ人数になるわけですが、その辺は調整して、もし二つの項目、三つの項目にそれぞれ何名という形で、2名入れるということもあり得べしという話を説明をさせていただきました。

あと、小委員会のやり方でございますが、これは具体的にまだ実際スタートしていませんので、具体的にどうのこうのとは言い切れない部分もございますが、皆様のご都合から考えれば、例えば午前中小委員会をやって、午後に本会をするということもあり得るなと思います。あとは、時間的にもうちょっととりたいたいということになりますと、本体の協議会とは別の日に設けるということもあろうかと思われま。ただ、いずれにしましてもその辺の具体的なものにつきましては、各小委員会の中で当然どこまで調整するのか、議論をするのかといったところで、運営のやり方も若干変わってくると思われま。ですから、全体の流れとしては、小委員会としては議題が提案されますので、その議題に沿って議論をしていただくというのが大原則でございます。それをいつまでにどの程度やるかというのは、その小委員会の方でお決めいただくことになろうかというふうに思っております。今の説明で足りたかどうかちょっとわからないんですが、もしそこでまたご質問があれば。

○木浦正幸会長 幹事会の中でしっかりやっているのかというお話がございましたが、その点については、今議長さん言われたように、きちんとやっているそうでございますので、そのようにご理解いただきたいと。

○村山尚祥委員 済みません、私だけ理解できないのかわかりませんが、2名以上ですから、入るわけですから、二つの委員会にダブることは間違いないですよ、五つできれば、6人しかいないんだから。そのときに二つの委員会に、AとBの委員会に私が入ったときに、その委員会を同時に同じ時刻にできないんじゃないですか。そういうことも全部細かく定めてあるんですかということとかいう意味で、私だけわからないということで、しつこく質問できないので、もう少し具体的にお願ひして、私だけなら後で伺います。

○木浦正幸会長 事務局、もう一度。

○高橋克尚事務局 例えば最初二つの項目について、この小委員会でお願ひしますとなれば、ダブリは当然出てきます。やり方については、そういうふうに工夫をして、同じ時刻にダブらないような方策は当然講じます。ということで、調整しようかと我々事務局の方では考えてございます。

○木浦正幸会長 ほかに。

はい、どうぞ。

○八木一郎委員 特に疑問ですから、お聞きをしますが、この4条の組織の中で、小委員会は協議会の委員のうちから市町村長が、この規定からいくと、協議して定める委員をもってこれ組織するですか、こうなるわけですね。そうしますと、この中で外れる委員もあり得るなと、これ読んでいます。そういうことになりませんか、これ正しく読んでいます。だから、この中で小委員会に加わらない委員も生まれる可能性が、この規約からいくと、あるよと。こういう逆の読み方ができるんです、この規約からいくと。こちらあたりは、事務局、どうお考えです。

○木浦正幸会長 はい、じゃ事務局。

○高橋克尚事務局 先ほどご説明したとおり、すべての委員の方々にどこかの小委員会には入っていただくように考えております。規約上読めるかどうかという形になりますれば、読めますが、そこは運用の仕方でございます、当然各それぞれの委員の方々には一つずつ最低でも入っていただくということは考えております。

○木浦正幸会長 議長さん、こういうふうに理解ください。それぞれ市町村でご相談いただいておりますので、それとしまして、この文からとっていただきたいという趣旨でございますので、そしてすべての小委員会に入らせていただくことが大前提でございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思っておりますが。

はい。

○八木一郎委員 この4条読んでいる限りはそういう理解はできません、これ。そうですね。市町村

- 長が協議して組織するんだよと、こうなっているの。これ読んでみると、委員のうちから市町村長がいわゆる規約の8条1項1号ですか、委員が協議をして組織をするんだよということになると、もっとすると運用によっては入らない委員もできますよというふうに解釈はできます、これ読んでみると。
- 木浦正幸会長 それは、望んでいるところに入れるか、入れないかは、その町村で協議をしていただくということですから。そして、大前提としてはいずれかの小委員会に入らせていただくことが大前提ですよというふうに言っているわけでございますので。
- 八木一郎委員 そういう解釈にならないでしょう、これ4条読んでみると。協議会の委員のうちから全員ということじゃないんでしょう。委員のうちからというふうにはっきり規定しているでしょう、委員のうちから市町村長が協議をして組織をするんですよというふうな。うちからというのは、もげるかどうか知りませんが、うちからです。このうちから市町村長が協議して委員を決めるんですよと、こうなんです。そうなりませんか。うちからということは、落ちる人もあり得るよということのを逆に解釈すれば出ますよね。そうでしょう。皆さんの規約の提案がおかしいのか、私の解釈がおかしいのか。正しく読んでみるとそうなの。うちからですから、全員じゃないんです。
- 木浦正幸会長 事務局、もう一度説明してください。
- 高橋克尚事務局長 小委員会の委員の方々というのは、あくまでここにご列席の委員の中から選びますということでありまして、この中からスポイルして入らない人いますよということを前提に書いているわけじゃなくて、この委員の中からそれぞれ選んでいきますと。それぞれの小委員会には、必ず運用としましてどれかしらの小委員会には参加していただくということで考えておりまして、条文上読める、読めないということではなく、我々としては、運用としては必ずどこかの小委員会には入っていただきたいということでございます。
- 八木一郎委員 ついては、市町村長が協議をして定めるんだよと、こうなっているんです、うちから。そうでしょう。協議会の全委員をどこかに入るという意味に、これはとれないです。うちから選んだものを市町村長がチェックをかけるんですよというふうにもとれるんです、これ正しく読んでみると。これは少しやっぱり直さないとだめなんじゃないですか、皆さんの解釈からいえば。
- 木浦正幸会長 事務局、もう一度説明してください。
- 高橋克尚事務局長 ですから、まず選出する委員の対象としましては、ここにお集まりの委員の方すべてですと書いてある。問題はその次ですが、いわゆる首長が協議して定める委員ということでございますので、例えば我々で考えていますのは各団体2名、3名なり、それぞれ委員を推薦してくださいという形で各首長さんにお諮りするつもりです。あとは、そこの団体の中で首長さんが推薦していただければ、当然調整がつけば漏れはないものというふうに考えております。
- 八木一郎委員 おれ、しつこく言いませんが、皆さんの言っている趣旨だったら、いわゆる協議会の全委員が小委員に当たると。その所管については、五つに分けるといいうんでしょう。所管については市町村長が協議をして、それぞれの所管に行くというなら、これわかります。そういう書き方だ。そうじゃなくて、もう一遍正しく読みますよ。いいですか。小委員会は、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号に規定する委員が協議して定める委員をもって組織するということです。だから、協議会の中で小委員会に行くのは、そのうちからですから、このうちから市町村長が協議して決めるんですよと、こうなっているんです、これ読んでいけば。ところが、皆さんの言っているのは、協議会の全委員をもって小委員に充てるということなんでしょう、意味は。違うんですか。全員当たる、当たるといっているのは、そういう意味じゃないんですか。どういう意味なんですか。そして、分科会については、市町村長が協議する分科会にそれぞれ当たっていただくということの解釈じゃないんですか、どういう解釈なんですか。
- 木浦正幸会長 議長、それでよろしいんじゃないですか。
石平議長さん。
- 石平春彦委員 上越市議会の石平でございます。今のちょっと論議が少し平行線になっているんですが、私はこれでいいんだと思います。いわゆる一般論として、小委員会というものはこういうもので

すよという規定でありますから、それが具体的な小委員会、どういう小委員会をつくって、幾つつくって、それをどうやって、それを委員の中でどう選ぶかということを行っているわけじゃなくて、これは小委員会というものはこういうものですよということの一般論を行っているわけですよ。その中で、どういう選び方をしますかと。それは、委員の中から選びますと。その選ぶのは、結局各市町村で調整をする中で、第8条第1項第1号の委員の方々から選んでいただくんだと。結果的に、そういう形で選んでいただくんだと、こういうことですので、個々具体的にその積み上げがどうなるんだとかということはこの規定の中で行っているわけじゃないわけですから、これはこれでよろしいんじゃないかな、私は全然不思議に思いません。

○八木一郎委員 だから、そうなると私の解釈でいいんですよね。落ちる人もあり得ると、一般論として。そうでしょう。

○木浦正幸会長 落ちるといのはどういうんですか。

○八木一郎委員 入らない人もできますよということになるでしょう。

○木浦正幸会長 五つの中……

○八木一郎委員 に、入らない人もできますよと、一般論で言えば。石平議長の解釈で言えば、一般論でこういうことでもいいというならば、一般論で皆さんの言っている解釈とは違ってきますよということになるね。

○木浦正幸会長 その落ちるといのが、八木議長さん、必ずその五つの中で、運用としてその中へ入っていただくようにするんです。

○八木一郎委員 だから、前提でそのように規定を書けばいいんです。最初から入るんだという前提なの、全員が。

○木浦正幸会長 はい、そうなんです。

○八木一郎委員 だから、そうならば入れ 一般論で書く必要はない。誤解を招くと。

○木浦正幸会長 はい、どうぞ。

○井部辰男委員 この条例そのまま読むと、八木さんの言われるように、町村長が協議してきめると、こういうふうになっちゃうから、じゃ町村長協議したときに今事務局が言うような思いを込めて全員が入れるのか、入れないのかというようなこともあり得るといふふうに今言われているわけですから、この条例の一部修正をして、今事務局が説明している思いを皆さんでご理解をいただければいいんじゃないですか。

○木浦正幸会長 という提案でございましたが。
はい、どうぞ。

○小池吉則委員 大潟の小池です。私は、一般論としてこのように理解しています。あくまでもここでいう小委員会の委員の配分については、各町村段階で出ておられる6人の委員の中から各委員会に配分をします。その調整を各町村の長が調整役に当たると、このように理解しています。したがって、きょうここにお集まりの全委員をどこに配分するかということでは私は理解しておりません。それが一般的な私は理解ではないかと、このように考えますが、議事進行してください。

○木浦正幸会長 そのように説明させていただいているつもりなんですけれども、なかなかそのように理解していただけないようでございまして、気持ちはわかりますが、八木議長さん、これでそのようにさせていただければありがたいんですが、よろしゅうございますか。

○八木一郎委員 はい。

○木浦正幸会長 そのようにさせていただきますので。

配分と言うわけにもいきませんから、配属については町村長の皆さんの責任のもとで、いずれかの小委員会に入ってくださいように調整をお願いするという趣旨でお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 このこと以外にほかに。前へ進ませていただいてよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○内山米六委員 大瀧町の内山でございます。小委員会のことと、この後審議されます予算のことに関係してお尋ねしたいと思うんですが、小委員会は五つを前提として各小委員会に2名ずつ入って下さいよということになっています。一方、予算を見ますと、89名、10回の内容になっているわけですが、複数になってきますと、この辺の理解をどうしたらよろしいでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 これは、予算を計上する時点の話でございますが、あくまで延べ回数として10回程度、本体の協議会と同数で考えていたというだけでございまして、具体的な想定がこの段階からあったわけではございません。その後いろいろ幹事会等々の協議を経まして、きょうお示するのは、後でご説明しますが、五つになってございまして、基本的に当時この予算を考慮していたときは、おおむね協議会の回数と同回ということで10回という形で計上させていただいたということでございます。

○木浦正幸会長 はい、どうぞ。

○内山米六委員 事務局段階での協議された内容ときょうご説明された委員、各小委員会に2名という内容と予算が合致していないというふうに私は理解をします。少なくとも複数の委員会に所属するということは、それだけ回数10回あれば倍の予算が必要になってくるのではないかというふうに思います。各委員会に1名ずつ入って、一つの委員会にもう一名、6人がそういうふうに張りついた場合には10回で89人、それで理解できます。2名ずつということになると、そこが理解できない。合わないということになりますよね。運営の仕方について、もう少し具体的にお話しいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 若干具体的な説明資料がないために混乱をさせて大変恐縮でございます。この小委員会の考え方は、先ほど八木議長さんのおっしゃったとおり、委員会の規定の文言は別にいたしまして、できるだけ全委員の方から入っていただきたいという気持ちであることは変わりございません。ただ、それが条文整理の中でこのような表現になりまして、ご指摘の点はもっともだと思っております。ただ、その前提でお金を計算させていただくときに、まず全委員分予算は持たせていただきたい。かつお一人お一人の回数を個人で想定して10回ずつ持ちましょう。すなわち、今内山委員おっしゃったように、予算を盛ったときに、最終的に委員会が幾つになるのか。そして、それは今五つでご提案申し上げていますが、当然これからの議論の中でここも小委員会でやろう、ここもどうだというお話もございまして。また、内山委員さんおっしゃったように、早く終わるものもあれば、長くかかるものもございまして。そうしますと、各委員会の個数を想定して、かつ委員会の設置回数を掛け合わせて予算を盛りますと、非常に矛盾が生じるであろうということがございましたので、全員が1名ずつ最終的に幾つに属していただくかはこれからでございますが、それぞれが延べ回数で10回くらい小委員会にお出になっていただくことを想定して、このように10回分で89人で掛けさせていただいているということでございます。ですから、当初から回数、それから小委員会数が確定をしておれば、私どもも当然単価に回数と設置委員会数で掛け合わすことができたわけでございますけれども、小委員会はあくまでもそれぞれの生きた議論の中で会長が必要に応じてこの会に諮って決めるものでございまして、予算の盛り方として個人に想定して、10回ずつ出させていただくという仮定で盛らせていただいたということでございます。その辺ちょっとご理解できにくかったかなということで申しわけなく思っておりますけれども、積算根拠はそういうことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

○内山米六委員 はい。

○木浦正幸会長 そのほか。議事進行させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、小委員会規程についてお諮りさせていただきます。
このことについて原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○
5 協議 (3) 上越地域合併協議会における協議事項について

○木浦正幸会長 続きまして、議題の3でございますが、上越地域合併協議会における協議事項についてでございます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、上越地域合併協議会における協議事項の案についてご説明申し上げます。

資料につきましては、12 ページをお開きください。これもそこに書いてあるとおりでございますので、読み上げる形で説明にかえさせていただきます。

上越地域合併協議会規約第3条第1項各号に掲げる事務として上越地域合併協議会において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の事務所の位置
- (4) 財産の取扱い
- (5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- (6) 農業委員会の取扱い
- (7) 一般職の職員の身分の取扱い
- (8) 特別職の身分の取扱い
- (9) 本庁及び支所の行政組織の取扱い
- (10) 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い
- (11) 一部事務組合等の取扱い
- (12) 公社、第三セクター等の取扱い
- (13) 町名・字名の取扱い
- (14) 慣行の取扱い
- (15) 各種事務事業の取扱い

2 市町村建設計画の作成のため協議する事項

- (1) 計画策定の方針
- (2) 新市建設の基本方針
- (3) 新市の施策及び事業
- (4) 財政計画

3 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項

- (1) 新市の名称
- (2) 自治基本条例

以上でございます。

○木浦正幸会長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、協議会における協議事項についてお諮りをさせていただきます。
このことについて原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありがとうございます。異議なしとの声がございますので、原案のとおり決しました。

○
5 協議 (4) 上越地域合併協議会に設置する小委員会について

○木浦正幸会長 続きまして、議題の4でございます。上越地域合併協議会に設置する小委員会についてでございます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 上越地域合併協議会に設置する小委員会の案をご説明申し上げます。

資料は13ページでございます。これも同様に、読み上げて説明にかえさせていただきます。

上越地域合併協議会規約第10条第1項及び上越地域合併協議会小委員会規程(案)第2条の規定に基づき上越地域合併協議会に置く小委員会は、次のとおりとする。また、今後の協議会の協議を進める上で、必要に応じて小委員会を置く。

- ・構成市町村の合併に関する協議関係
議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会
地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いに関する小委員会
- ・市町村建設計画の作成関係
新市の施策及び事業に関する小委員会
- ・他の合併協議と並行して協議する事項関係
新市の名称に関する小委員会
自治基本条例に関する小委員会

なお、この小委員会の設置時期についてでございますが、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会につきましては第2回の協議会で、またそれ以外の小委員会につきましては第3回以降の協議会でそれぞれ設置したいということで考えてございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 異議なしとの声ございましたので、上越地域合併協議会に設置する小委員会につきましては諮らせていただきたいと思います。原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありがとうございます。原案のとおり決しました。

○
5 協議 (5) 平成15年度上越地域合併協議会予算について

○木浦正幸会長 続きまして、議題の5でございます。平成15年度上越地域合併協議会予算についてでございます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 平成15年度上越地域合併協議会予算(案)をご説明いたします。

資料につきましては15ページをお開きください。まず、歳入の部でございます。市町村負担金としまして3,681万7,000円、諸収入1,000円、合計3,681万8,000円を予定してございます。下の段に、各市町村ごとの負担金、それぞれ均等割30%、人口割70%で算定させていただきましたということで一覧表を付してございます。

続きまして、歳出の部でございます。16ページ、17ページをお開きください。共済費、これは各種保険料でございますが、これを9万7,000円。

臨時職員の賃金でございますが、70万円。

報償費、これは委員謝礼でございますが、890万円。

費用弁償等の旅費でございますが、389万2,000円。

一般的な消耗品等、あとはトナー等ということで書いてございますが、消耗品費として13万7,000円。

あと本日お配りしておりますお茶等々でございますが、食糧費として19万2,000円。

写真、あとは協議会だより等の印刷製本費として936万8,000円。

続きまして、資料の配付、送付等々に使います通信運搬費としまして95万7,000円。

会議録の反訳委託の委託料等々でございますが、511万4,000円でございます。下段の方に都市情報マップ作成業務委託料とございますが、若干説明させていただきます。この都市情報マップは、新市建設計画策定に当たりましての基礎情報とするため、構成市町村の土地利用状況や社会基盤の整備状況につきまして基本的な情報を体系的に整理するという目的のために委託という形で考えてございます。

続きまして、手数料でございますが、これは各種の振込み手数料、これが4万5,000円。

会場借上料等々の使用料及び借上料でございますが、455万3,000円。

続きまして、電算システム統合調査業務負担金としまして、負担金、補助及び交付金としまして236万3,000円でございます。この電算システム統合調査業務負担金につきましては、上越市が12月を目途に行います市町村合併に伴うシステム統合調査につきまして、その所要経費の2分の1を協議会が負担するというものでございます。

最後に、予備費として50万円。

合計3,681万8,000円でございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、お諮りをさせていただきます。

このことにつきまして原案のとおりにすることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 異議なしとの声がございますので、協議会の予算案につきましては提案のとおりに決しました。

6 報告

(1) 上越地域合併協議会幹事会規程について

(2) 上越地域合併協議会専門部会規程について

(3) 上越地域合併協議会事務局規程について

(4) 上越地域合併協議会財務規程について

(5) 上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程について

(6) 平成15年度上越地域合併協議会暫定予算について

○木浦正幸会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

(1) から (6) について事務局から一括説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、式次第の方の6番の報告の(1)から(6)にかけましてでございますが、(1)からまず(5)につきまして、幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員の謝礼及び費用弁償に関する規程は、規約に基づきまして会長が定めたものでございます。お手元の資料の配付をもちましてご報告とさせていただきますというふうに思っております。

続きまして、報告事項の(6)でございますが、これは暫定予算でございます。協議会設置、これ8月20日と申し上げましたところですが、設置した8月20日から予算が成立する本日までの間のこ

ちらの所要経費につきまして、26 ページに掲載してございますが、暫定予算をつくりまして、それにより対応させていただいたということございまして、そのことを報告するものでございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 報告事項については、今までやってきたことでございますので、簡単にご報告させていただきまし、暫定予算案でございますが、きょうのこの協議会で予算を設立させていただきまして、8月以降の予算を対応させていただくものということでございます。

○

7 その他

○木浦正幸会長 それでは、7番のその他の項に入らせていただきますが、最後にその他の項で委員の皆様方から何かございましたら、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ないようでございますが、事務局の方から何かありますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方から若干の説明させていただきます。

まことに恐縮ですが、次回の開催につきましてご連絡を申し上げます。次回、第2回の協議会につきましては10月の30日、木曜日、午後2時から、本日と同じこの厚生南会館で行いたいと考えております。ご案内は、改めてお送りさせていただきます。申しわけございませんが、今の段階で日程の確保の方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、次回の協議内容といたしまして、まず先ほど協議事項のうち、一つ目、合併の方式、二つ目、合併の期日、三つ目、新市の事務所の位置、四つ目、議会議員の定数及び任期の取扱い、五つ目、町名・字名の取扱い、六つ目、事務事業の取扱い、七つ目、新市建設計画策定の方針、八つ目、新市建設の基本方針につきましてご協議していただくということで今幹事会の方作業を進めてございます。ということでございますので、その幹事会での調整が終わりますれば第2回の協議会に諮らせていただきますので、ご了承方お願いいたします。次回の幹事会につきましては10月の20日に開催いたしますので、その後協議が調い、議題として提案させていただくものにつきましてはその後に資料を送付させていただきますので、ご了解方よろしくお願いいたします。

○木浦正幸会長 石平議長さん。

○石平春彦委員 ちょっと小さい話なんですけど、特に議会の場合なんですけれども、できれば議会、市町村別に一緒のところに席を設けていただければありがたいんだがなと。やはり協議の内容によっては一人で発言できない、あるいはまた発言したらいいのかどうかということもそれなりに調整をしなければなりませんので、できれば少なくとも議会はという意味で、私、ほかの部分までは申し上げられませんが、ご検討していただければありがたいなと、そう思います。

○木浦正幸会長 その件につきましては、それでは検討事項ということで預らせていただきたいと思います。

それでは、その他の項も閉めさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、以上をもちまして第1回上越地域合併協議会を終了させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

午後3時15分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

上越市議会議長

安塚町議会議長